

生活困窮者自立支援のあり方等に関する論点整理のための検討会 開催要綱

1. 趣旨

生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）附則第2条に定める三年後見直し規定に基づき、「経済・財政再生計画 改革工程表」（平成27年12月24日経済財政諮問会議決定）においては「2017年度の次期生活保護制度の在り方の検討に合わせ、第2のセーフティネットとしての生活困窮者自立支援制度の在り方について、関係審議会等において検討し、検討の結果に基づいて必要な措置を講ずる（法改正を要するものに係る2018年通常国会への法案提出を含む）」とされている。

これらを踏まえ、社会保障審議会での議論の前段として、今後の生活困窮者自立支援のあり方等について論点整理を行うため、「生活困窮者自立支援のあり方等に関する論点整理のための検討会」を開催する。

2. 検討事項

生活困窮者自立支援法の施行上の課題を中心に、今後の生活困窮者自立支援のあり方等に関して検討し、論点の整理を行う。

なお、「1億総活躍プラン」（平成28年6月2日閣議決定）においては「子供・高齢者・障害者など全ての人が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」を実現する。このため、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、福祉などの地域の公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる仕組みを構築する。」とされており、地域における課題解決力強化・相談支援体制のあり方についても本検討会とは別途に検討会を開催することとしている。生活困窮者自立支援のあり方は、地域共生社会づくりに向けたこうした分野横断的検討の核となる制度でもあることから、両検討会が密接に関連することを念頭に置きつつ検討を進める。

3. 構成等

構成員は、別紙のとおりとする。

4. 検討会の運営

- (1) 本検討会は、社会・援護局長による検討会とし、厚生労働省社会・援護局長が別紙の構成員の参集を求めて開催する。
- (2) 本検討会においては、必要に応じ、(1)の構成員以外の学識経験者及び実務経験者等の出席を求めることができる。
- (3) 本検討会の議事については、別に本検討会で申し合わせた場合を除き、公開とする。
- (4) 本検討会の座長は、参集者の互選により選出し、座長代理は、構成員の中から座長が指名する。
- (5) その他、検討会の運営に関し必要な事項は、座長が定める。
- (6) 本検討会の庶務は社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室において行う。

(別紙)

生活困窮者自立支援のあり方等に関する論点整理のための検討会
構成員名簿

相澤 照代	川崎市健康福祉局生活保護・自立支援室長
朝比奈 ミカ	市川市生活サポートセンターそら 主任相談支援員
大津 和夫	読売新聞東京本社編集局社会保障部次長
奥田 知志	認定 NPO 法人 ^{ほうぼく} 抱樸 理事長
菊池 馨実	早稲田大学大学院法学研究科長
櫛部 武俊	一般社団法人釧路社会的企業創造協議会 副代表
駒村 康平	慶應義塾大学経済学部 教授
生水 裕美	野洲市市民部市民生活相談課 課長補佐
新保 美香	明治学院大学社会学部 教授
田中 弘訓	高知市福祉事務所長
長岡 芳美	山形市社会福祉協議会 事務局長
西岡 正次	A'ワーク創造館 就労支援室長
野溝 守	埼玉県老人福祉施設協議会 副会長
前神 有里	一般財団法人地域活性化センター クリエイティブ事業室長
宮本 太郎	中央大学法学部 教授
森脇 俊二	氷見市社会福祉協議会 事務局次長
山本 英紀	長野県健康福祉部長
渡辺 由美子	NPO 法人キッズドア 理事長
渡辺 ゆりか	一般社団法人草の根ささえあいプロジェクト 代表理事
和田 敏明	ルーテル学院大学 名誉教授

(五十音順・敬称略)